

土壌・地下水浄化対策工事（その14）

平成21年度の浄化対策工事計画について



（平成21年5月撮影）

N-3(W)地区の工事状況（後方：新棟建設工事中）

三菱マテリアル株式会社

1. 経緯

平成12年1月より敷地内全域において土壌・地下水調査を開始した結果、基準値を超えたカドミ、セレン等の数値が検出され、その後の継続調査において基準値を超えた六価クロムが検出されたため、浄化対策工事計画を策定、現在、これに基づき敷地内において浄化対策工事を順次実施中であります。今後も、本計画に従って浄化対策工事を実施することとしていますので、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

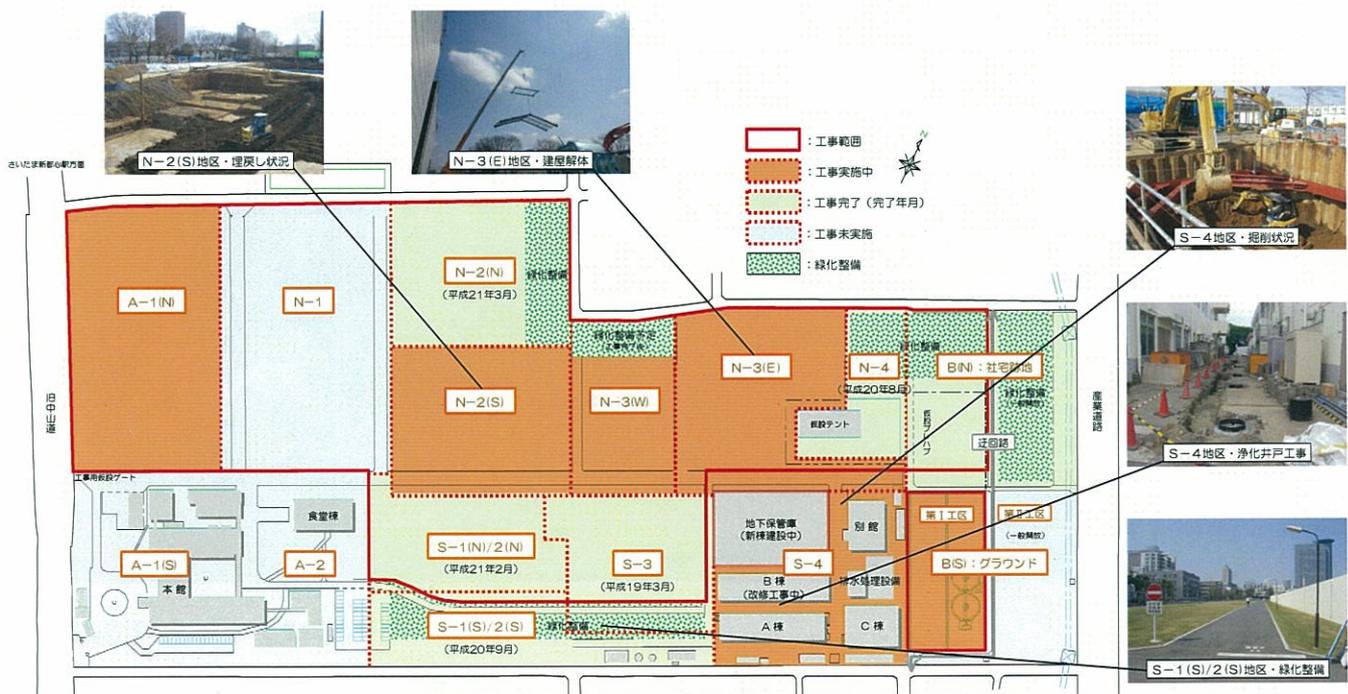
2. これまでの対策工事（図1ご参照）

1) 完了した対策工事

- ・掘削浄化工事 N-2(N)地区、N-4地区、S-1、2(N)地区、S-1、2(S)地区
S-3地区
- ・建屋・構造物解体撤去工事 N-3(E)地区内（N棟、S棟等）
- ・緩衝地帯（緑化）の設置 N-4地区およびB(N)地区西の北側、N-2(N)地区の東側
S-1、2(S)地区（歩行者・自転車専用道含む）

2) 実施中の対策工事

- ・掘削浄化工事 A-1(N)地区、N-2(S)地区、N-3(W)地区、N-3(E)地区
S-4地区
- ・原位置浄化工事 グラウンド（第I工区）、S-4地区



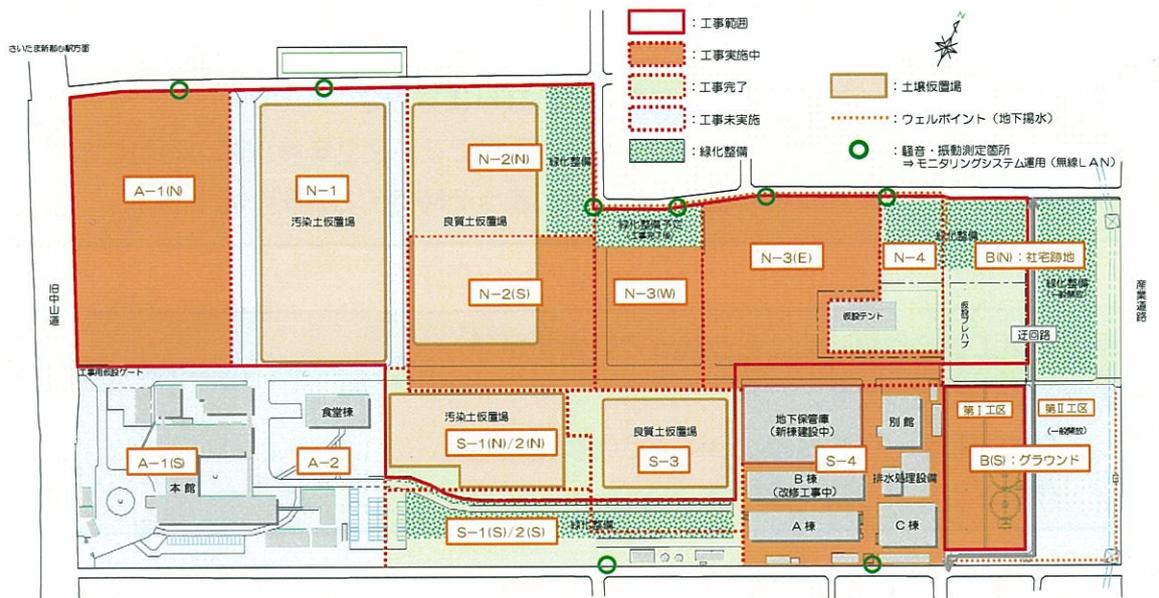
(図1)

3. 今年度の浄化対策工事（図2ご参照）

- ・掘削浄化工事 A-1(N)地区（平成21年12月完了予定）
N-2(S)地区（平成21年5月完了予定）
N-3(W)地区（平成21年9月完了予定）
N-3(E)地区（平成22年10月完了予定）

- ・原位置浄化工事 S-4地区*)
- ・その他工事 N-3(W)地区に緩衝地帯(緑地帯)の設置
N-2(N)地区、N-2(S)地区、S-3地区を良質土置場として利用
N-1地区、S-1、2(N)地区を汚染土置場として利用

*) S-4地区内では、建屋を今後も事業で継続使用することから、現状出来得る限りの対策工事を行います。工事内容は主に通水洗浄による原位置浄化であり、地下水の浄化の進捗を見ながら工事完了を判断するものといたします。



(図2)

なお、工事期間中は、騒音・振動対策として防音壁の設置や極力騒音・振動の発生が少ない工法や機械を使用し、更に騒音・振動測定を行っております。埃につきましても、散水をきめこまかく行うとともに、工事現場から出るダンプ等のタイヤ洗浄などを行い埃の抑制に努めます。

4. 今後のスケジュール

工事は平成24年に完了する予定です。

| 項目 | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 |
|-----------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 地下水揚水 | [Solid blue bar from 16 to 24] | | | | | | | | | | |
| グラウンド原位置浄化 | [Dotted blue bar from 16 to 22, labeled 'グラウンド西側(第I工区)'] | | | | | | | | | | |
| 土壌詳細調査 | [Solid brown bar from 19 to 23] | | | | | | | | | | |
| 土壌汚染除去 | [Solid red bar from 17 to 24, labeled '仮置き土壌搬出 S-3地区'] | | | | | | | | | | |
| 浄化確認モニタリング | [Solid blue bar from 20 to 26] | | | | | | | | | | |
| 原位置浄化(S-4地区) | [Dotted blue bar from 19 to 26] | | | | | | | | | | |
| 建家等解体撤去 | [Dotted orange bar from 16 to 23] | | | | | | | | | | |
| 地下水モニタリング(敷地内外) | [Solid blue bar from 16 to 26] | | | | | | | | | | |

全域工事完了予定

全域汚染完了予定

Q & A

Q1：グラウンドの利用はどうなりますか？

A1：平成21年度までは、現状の通り東側半分は利用できる予定です（ゲートボール、グラウンドゴルフなど利用できますが、野球やサッカーの試合はできません）。ただし、平成22年度からは、西側、東側とも掘削工事を行うため、グラウンド、迂回路とも利用不可となります。

Q2：グラウンド北緑地（社宅跡地）の利用はどうなりますか？

A2：平成21年度までは、現状の通り利用できる予定です。22年度以降の利用については、南側のグラウンドの浄化工事計画がまとまった時点でご説明いたします。

Q3：浄化対策工事の作業時間はどうなっていますか？

A3：原則、次のとおりです。

- ・作業時間：午前8時から午後6時まで
- ・作業休止日：日曜・祝祭日

Q4：浄化工事を完了した地区はどのようにするのですか？

A4：一部は緩衝地帯（緑地帯）を設け、それ以外は土壌置場（良質土、汚染土）などに利用します。

Q5：汚染土壌はどこに搬出するのですか？

A5：土壌汚染対策法で定める「最終処分場」、「汚染土壌浄化施設」、「セメント工場等での原材料としての利用」において適切に処理処分を行います。

お問い合わせ先：三菱マテリアル株式会社

大宮総合整備センター「近隣の皆様の相談室」

電話 0120-662-637（フリーダイヤル）

Eメール：k-soudan@mmc.co.jp

作成日 平成21年5月16日